

使用料の算定基準

稲城市

令和元年 11 月 18 日

(令和 8 年 3 月 10 日改定)

目次

1. 策定目的	1
2. 本基準の適用範囲	1
(1) 適用範囲	1
(2) 適用除外	1
3. 使用料の決定の手順	2
4. 原価計算	3
(1) 対象経費	3
(2) 原価の算出方法	4
(3) 原価計算方法の例外	4
5. 公費負担割合の設定	5
(1) 使用料の性質に基づいた公費負担割合の検討	5
(2) 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料との比較	7
(3) 激変緩和の考慮	7
6. その他調整項目の検討（市外利用者料金等の設定）	7
7. 減額・免除措置	7
8. 消費税の取扱	7
9. まとめ	8

1. 策定目的

公の施設や行政サービスの使用料は、サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平性の観点から、受益者である利用者等に適正な算定基準に基づく負担をしていただく必要がある。

当市では平成9年に「使用料の考え方と算定基準」を策定し、当該基準に基づき使用料の算定を行ってきたが、平成23年度より複式簿記・発生主義を基本とした新公会計制度を導入し、さらに平成29年度からは総務省の「統一的な基準」に基づく新公会計制度へと移行したことから、減価償却費等を含めた施設や事業の管理運営に関わるフルコストを把握することができるようになり、今まで以上に正確なコスト計算が可能となった。

以上のことから、「持続可能な行政運営」及び「利用者負担の適正化」を図るため、減価償却費を含めたフルコストの情報を活用する新公会計制度の視点を盛り込んだ、新しい使用料の算定基準を策定することとした。

2. 本基準の適用範囲

(1) 適用範囲

本基準の適用範囲となる「使用料」とは、行政財産及び公の施設の使用・利用の対価として徴収される料金（地方自治法第225条）のことである。また、負担金、イベント入場料、冊子販売料金及び設備備品の利用料についても本基準の適用範囲とする。

なお、新規に使用料の導入を検討する場合についても、本基準に基づき行うものとする。

(2) 適用除外

国や都の法令等（法律、政省令、都条例、告示、通知）により、公の施設や行政サービスの使用料の基準が定められている場合は、それぞれ定められた基準にしたがって使用料を設定する。

<参考>

(ア) 国や都の法令等で独自に使用料を設定することが困難な施設 → 【適用除外】

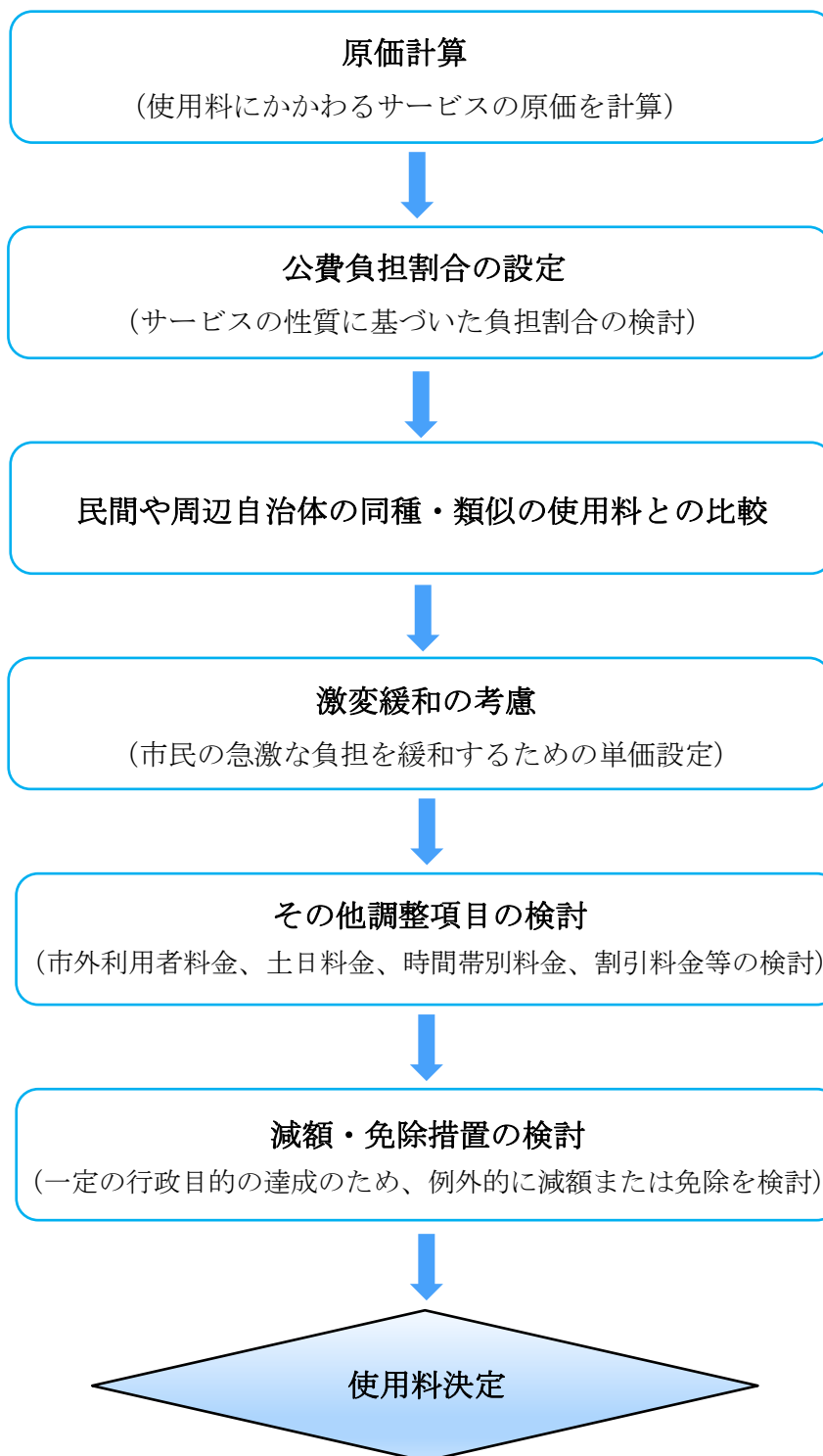
- ・ 図書館（図書館法により入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないこととなっている。）
- ・ 道路（道路法により無料とする。）

(イ) 国や都の法令等で料金の範囲が定められているが、国や都が定めた範囲内で市独自で料金を設定する余地のある場合 → 【適用】

- ・ 保育所施設使用料、保育所運営費保護者負担金
- ・ 老人保護措置費負担金

3. 使用料の決定の手順

使用料の決定手順は以下のとおりとする。なお、各手順における詳細は、後述する。



4. 原価計算

使用料の算定に当たり、まず、対象のサービスを提供するためにかかるコスト（＝原価）を算出する。

(1) 対象経費

原価計算の対象経費には、人件費、光熱水費、施設・設備の保守費や修繕費等の「ランニングコスト」と、施設の取得・建設等に関する「イニシャルコスト」がある。

■原価の対象経費

分類	性質	項目	内容	算出方法
ランニングコスト	公の施設の維持管理・運営、行政サービスの提供に係る経費	人件費	施設の維持管理・運営又は行政サービスの提供に従事する職員に要する経費 【対象】 ①正規職員 ②再任用職員 ③第1種会計年度任用職員 ④第2種会計年度任用職員 【算入する経費】 給料・報酬の他、各種手当、事業主負担の共済費、社会保険料、雇用保険料、退職手当引当金を含む	直近年度の決算額等に基づく対象となる職員別の1人当たり年間平均人件費から、対象の使用料の業務に携わる職員数とその業務にかかる業務割合（人工）を加味して按分する。 （なお、年間平均人件費は、普通会計職員、特別会計職員（市立病院除く）、消防職員の合計より算出する。）
		物件費等 (上記の人件費を除く経費)	①旅費 ②需用費 ・消耗品費 ・燃料費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・光熱水費 ・修繕料等 ③役務費 ・手数料 ・保険料 ・通信運搬費 ④委託料 ・施設の清掃委託料等 ⑤使用料及び賃借料 ・パソコンのリース料等 ⑥原材料費 ⑦備品購入費 ⑧負担金補助及び交付金 ⑨扶助費 等	直近年度の決算額を基本とする。 （対象使用料の業務に係る決算額のみを抽出することが困難な場合には、業務割合（人工）や単位当たりの費用等から按分して算出する。）
イニシャルコスト	施設の建設費や大規模修繕、大規模な備品購入等に係る経費	減価償却費	施設の建設費及び大規模修繕、大規模な備品購入等に係る経費 （※土地には減価償却の考え方がないため、土地取得費については対象経費に算入しない）	取得価格 / 耐用年数 （固定資産台帳に記載されている当期減価償却額を使用する）

※原価にあたっては、イニシャルコスト（減価償却費）を含めることとするが、市役所庁舎及び消防署は、自治体の基礎的な公的施設として、そのイニシャルコストは原価の対象外とする。

(2) 原価の算出方法

① 1 部屋（施設） 1 時間当たりの原価（会議室やホール等の貸室利用の場合）

会議室やホール等の貸室利用の場合は、全体のコストを貸出時間で割ることで1 部屋（施設） 1 時間当たりの原価を算出する。

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費等} + \text{減価償却費} - \text{事業運営に関わる国等の特定財源※}) \div \text{貸出時間〔実績〕}$$

② 1 人当たりの原価（プール等、利用者数で使用料を計算する場合）

1 人毎に使用料を徴する施設については、全体のコストを利用者数で割ることで1 人当たりの原価を算出する。

$$\text{原価} = (\text{人件費} + \text{物件費等} + \text{減価償却費} - \text{事業運営に関わる国等の特定財源※}) \div \text{利用者数〔実績〕}$$

※原価から控除する国等からの特定財源は、事業運営に関わるものを対象とする。施設の取得に関する特定財源については、将来の改修・建替等の資金調達の視点より、原価から控除しない。

(3) 原価計算方法の例外

原価または使用料の算定方法が本基準と別に明確に規定されている場合は、その規定により原価・使用料を算出する。

(例)

- ・ 稲城市行政財産使用料条例に基づき算出されるもの
- ・ 稲城市道路占用料等徴収条例に使用料（原価）が規定されているもの
- ・ 稲城市公共物管理条例に使用料（原価）が規定されているもの
- ・ 稲城市高齢者住宅条例に基づき算出されるもの

5. 公費負担割合の設定

算出した原価については、その全てを利用者が負担すべきコストとするのではなく、市民負担の妥当性を考慮するため、その施設・サービスの性質、民間や周辺自治体等との均衡、激変緩和措置の必要性等を総合的に判断し、税等の一般財源で負担すべき公費負担部分と、利用者が負担する受益者負担部分を設定する。

(1) 使用料の性質に基づいた公費負担割合の検討

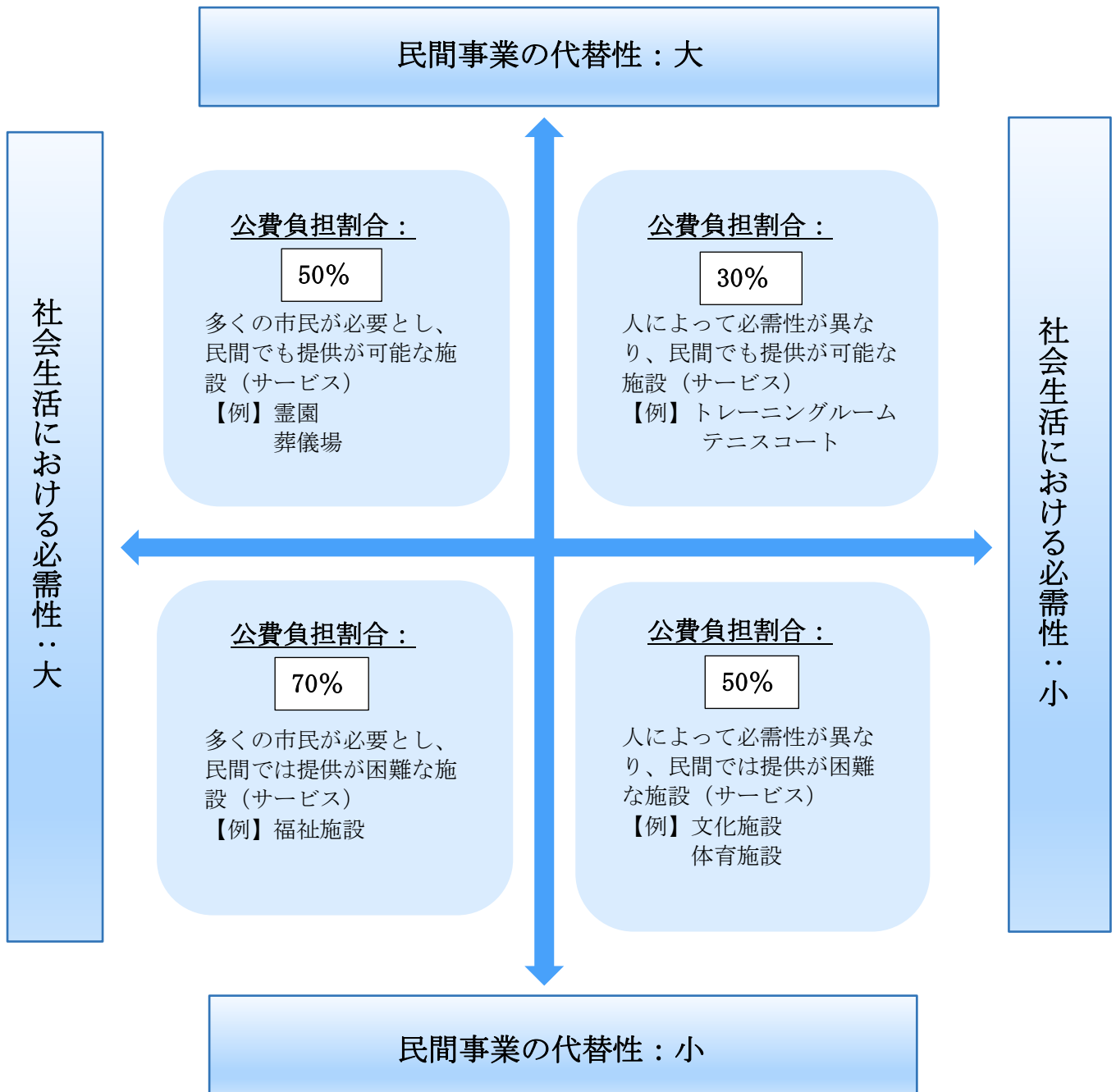
使用料は、使用する施設等の設置目的や性質に基づいて、「社会生活における必需性」の視点と「民間事業の代替性」の視点の組み合わせにより、税等の一般財源で負担すべき公費負担割合を原価の「70%」「50%」「30%」のいずれかとする。

■「社会生活における必需性」の視点

- ・社会生活における必需性が高い施設（サービス）：
社会生活を送る上で大半の市民が利用する又は高度な社会要請（福祉施策等）があるもの
- ・社会生活における必需性が低い施設（サービス）：
そのサービスを通じて市民生活の潤いや活力が生じ、あるいは余暇活動の選択肢として利用するもの。市民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの。

■「民間事業の代替性」の視点

- ・民間事業の代替性が低い施設（サービス）：
民間においては同種・類似の施設（サービス）の提供が難しく、主として行政が提供するもの。
- ・民間事業の代替性が高い施設（サービス）：
民間においても同種・類似の施設（サービス）の提供が可能なもの、または提供されているもの。



【性質に基づいた公費負担割合の例】

- 「70%」：福祉施設など
- 「50%」：文化施設、体育施設（民間での提供が困難（少ない）なもの）など
- 「30%」：トレーニングルーム、テニスコートなど

(2) 民間や周辺自治体の同種・類似の使用料との比較

使用料の料金が、民間や周辺自治体の同種・類似使用料に比べて著しく高額となり市民の負担が過大となる場合、若しくは、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合、その他、国や都の基準で金額の範囲が定められている場合（例：保育所施設使用料等）は、適切に公費負担部分を増減することで調整する。

(3) 激変緩和の考慮

算出した料金が、現行料金と比較して大幅な増額となる場合は、市民の急激な負担を緩和するため、激変緩和措置として可能な限り現行料金の2倍を上限として単価を設定する。

ただし、見直し前の単価が著しく低額である場合や、単価の設定方法自体に大きな変更がある場合には、市民生活への影響を考慮しながら、より適切な額へ近づけるため、2倍を超えて改定する場合もある。

6. その他調整項目の検討（市外利用者料金等の設定）

市外在住者が公共施設を利用する場合は、市内在住者と異なる料金を設定し、一定の料金格差等設けることを検討する。

なお、市外利用者料金を設定する場合は、原則市内利用者料金の2倍とする。

その他、時間帯や曜日により稼働率に大きな差がある場合、利用の均等化を図るため、必要に応じて土日料金の設定や、時間帯別料金の設定等を検討する。なお、導入するか否か、またその金額については、稼働率、施設の設置目的及び利用形態により、施設ごとに判断する。

7. 減額・免除措置

使用料については、それぞれの公の施設や行政サービスごとに、一定の行政目的の達成等のために減免措置が必要な場合があり、現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取り扱いを行っている。

減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性に反することとなるので、公の施設や行政サービスの性格と、減免の対象となる場合とを十分に検討し、適切に見直しを行う。

8. 消費税の取扱

使用料は原則として課税対象である。従って、内税方式で使用料を設定し、税率改定時には原則1円の位を四捨五入して調整する。

9. まとめ

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取り組みや、利用者数の推移等の施設の運用状況、物価の変動、税制改正等の動向により変動する。

使用料については、コストの縮減努力を前提としつつ、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しが必要である。

したがって、現在、使用料が無料の施設も含め、原価算定については適宜行うこととし、使用料の見直しについては、本基準策定の翌年度である令和2年度を基準とし、原則として4年に一度行う。なお、既存施設を更新した場合や新規に使用料を徴収するものについては、その都度原価計算を行い、使用料を決定する。